る。

事 実

控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。被控訴人の附帯控訴を棄却する。」との判決を求め、被控訴代理人は、「本件控訴を棄却する。原判決中被控訴人敗訴の部分を取り消す。控訴人は被控訴人に対し、さらに六万二千十六円およびこれに対する昭和三十二年十一月二日から支払済に至るまで年五分の金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。」との判決および仮執行の宣言を求めた。

当事者双方の事実上の陳述および立証は、控訴代理人において、末尾添付別紙第一の準備書面記載のとおり陳述し、被控訴代理人において、末尾添付別紙第二の附帯控訴の理由書記載のとおり陳述したほか、いずれも原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する。

理由

(一) 成立に争のない甲第二号証、原審における証人Aの証言により真正により直により高い。同第二号証、同第二号証、同第八号証のと認める甲第一号証、同第三号証ないし第七号証、同第八号証と認める甲第一号証、財務を記言に成立したと認める記言における証人A、同第の各証言に成立したと認める認識が記述し、同時の各証言に成立したの事実が記述を認識がでは、対し、で、東邦通商という)に対し、な控訴人主張の如きなかる。で表述の担保として訴外Cから同人所有にかかるでは、といるとして訴外Cがら同人所有にかるでは、といるといの上に第一順位の根抵当権の設定をといるといるといるといるといるといるという。といるというのとは、当事者では、当事者では、当事者では、昭和三十年の大洋では、昭和三十年の大洋では、昭和三十年の計算において、被控訴人をは、当事者では、日本の主張の如きたのは、昭和三十八万五十年の首のは、日本のは、田本のは、田本のは、田本の証言により、「中本のは、田本の正式、田本の正式、田本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の証言により、日本の正式、日本の証言により、日本の証言により、日本の正式、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の証言により、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の正式、日本の

しかして、控訴人を代表する関東信越国税局が、昭和二十九年六月十二日、大洋セメントの控訴人に納付すべき昭和二十八年度源泉所得税および源泉徴収加算税合計千五百八十五万八千九十一円の滞納処分として本件建物を差し押え、昭和三十年十月十七日公売に付した結果、訴外Dがこれを代金百五十万円で競落し右代金を納付したこと、関東信越国税局は右競落代金全部を、大洋セメントの昭和二十八年度の源泉所得税(納期は昭和二十八年十一月三十日ないし昭和二十九年二月十日)および源泉徴収加算税合計百五十万円の支払に充当したことは、当事者間に争がない。

これ恰かも競売手続に関し、競売法第三十三条により競売代金を交付する行為は、実体上の権利を確定するものでないと解すべきこと(大審院昭和十六年十二月五日 言渡判決、民集二〇巻一四四九頁)と、その軌を一にするものというべきである。 (ちなみに民事訴訟法による強制執行については、配当に関する一連の手続が法 律上特に定められており、また民事訴訟法第六百九十七条、第六百三十四条等の規 定とも関連し、本件の場合と同一に論じ得ないものがある。尤も、登記簿に記入さ れた物上担保権者は、強制執行手続においても配当要求をする必要はなく、法律 上、当然の利害関係人として配当にあずかり得べき筋合であるから、右の如き担保権者は、たとえ配当表に対し異議を述べなくても、後日に至り、本来自己が有していた実体上の優先権を主張して不当利得の返還を求めることを妨げないとする見解 も、理論上成立する余地があるけれども、この点は本件に直接の関係がないから、 ここに〈要旨第一〉詳論すべき限りでない。) いずれにしても、法第二十八条の充当 配分に当つては、税務官庁は、実体上の権利</要旨第一>関係を確定するものではな く、またこれを確定し得る権限を有するものと解すべき根拠は存しないから、法律 抵当権者に配当すべき金員を誤まつて滞納国税へ充当した場合においては、た とえ右充当配分により滞納処分手続が終了し、かつ再調査、審査または訴訟によつ てこれが取消変更を求め得べき期間が徒過したとしても、それがため抵当権者の実 体上の権利関係(殊に租税債権に対するその優先権)に消長を及ぼすべきいわれは ない。つまり右の場合は、国家の充当行為があつたというだけでは、国庫が実質 上、その利益を保有し得べき根拠とはなし難く、したがつて国庫は民法第七百三条の規定に従い、本来配当を受けるべき権利があつた抵当権者に対して、右利益を返 還する責に任じなければならないことは当然である。それ故、控訴人の前記抗弁は

採ることを得ない。 〈要旨第二〉(三) 次に、被控訴人の本件抵当権付債権と控訴人の前記大洋セメ ントに対する国税債権との優先劣後の関係</要旨第二>につき按ずるに、法第三条の 規定は、本件の如く、抵当物件が、抵当権設定後第三者に譲渡され、右譲受人の国 税債務に基き滞納処分か行われる場合においても、その適用があるものと解すべき である。しかして右規定によれば、国税に対し優先し得る抵当権の適格としては、 先ずその設定が国税の納期限より一箇年前に在ることを必要とするところ、右にいわゆる一箇年前という要件を具備するかどうかを判定するに当つては、抵当物件の譲受人の納税義務を基準とすべきものではなく、抵当権設定当時における抵当権者 と設定者との関係を基本とし、設定者の納税義務を基準とすべきものであると解す るを相当とする(最高裁判所昭和三十二年一月十六日言渡判決、民集十一巻一頁参 照)。けだし、抵当権を設定させて金員を貸与しようとする者は、予め当該抵当権 設定者の性格、資産信用、納税状況等につき十分な調査をなす機会があり、したが つて設定者が当初から国税を滞納していた場合はもちろん、将来一年以内に滞納を 生じた場合においても、その滞納額の範囲で国税を抵当権に優先させることとしても、未だ必ずしも抵当権者に対する不当に苛酷な取扱であるとはいい難いのに反 し、譲受人の納税義務を基準とすべきものとすれば、抵当物件が多額の国税を滞納 している第三者(譲受人)に対し譲渡されたような場合、抵当権者としては、自己 の全く予測不可能な偶然の譲渡により、優先弁済を受ける権利を不当に奪われると いう不合理な結果を招来するに至るのであつて、かくの如きは到底法第三条の趣旨に適合した解釈であるとは認め得ないからである。それ故、本件において前記法第 三条の規定を適用するに当り、同条所定の一箇年前の要件を具備するかどうかを判 定するについては、抵当権設定者であるCの納税義務を基準とすべきものであり、 結局、被控訴人において、本件抵当権の設定がCの国税の納期限より一箇年前に在 ることを公正証書をもつて証明した範囲において、被控訴人の債権は国税に優先す るものというべきである。以上と見解を異にする控訴人の主張(原判決事実摘示

(二)の(1)および(2)参照)は、これを採用し難い。 ところで成立に争のない乙第一号証によれば、Cは前記根抵当権設定登記のなされた日から一年後である昭和二十九年四月三十日現在において、原判決末尾添付の別表一記載の如く合計六万二千十六円の国税を滞納していたことが認められ、右以外には国税の滞納がなかつたことは弁論の全趣旨に照らし明白であり、かつ原審における証人Bの証言および前顕甲号各証並びに弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、本件滞納処分に当り、当該収税官吏に対し、証憑書類(国税徴収法施行規則第十二条第三項参照)を添えて右抵当債権の存在を証明し、その支払を求めたことが推知できる。しからば、右事実関係の下においては、本件建物の抵当権者である被控訴人の前記百二十八万五十円の債権は、前段説示の理由に照らし、前記Cの滞納 国税額六万二千十六円の限度においては国税に優先し得ないけれども、これを控除した百二十一万八千三十四円の限度においては国税に優先する関係にあつたことは、もちろんというべきである。

(五) 結論

(裁判長判事 岡咲恕一 判事 田中盈 判事 土井王明)